

「G20諸国の貿易措置に関する報告書（第9版）」 （概要）

平成25年6月20日
経済局国際貿易課

今般、世界貿易機関（WTO）は、「G20諸国の貿易措置に関する報告書（第9版）」を作成・公表したところ、ポイント次のとおり。

- 世界貿易の伸びは引き続き低調。金融危機後にG20諸国により実施された貿易制限的措置の影響を引き続き懸念。
- 新たに導入された貿易制限的措置は再び増加に転じ、措置の撤廃ペースは引き続き遅い。

（注1）本報告書は、世界金融危機を受けてとられた保護主義的措置を監視するため、2009年9月のG20ピッツバーグ・サミットにおける首脳の要請に基づき、約半年ごとにWTOが作成している。今回は、2012年10月から2013年5月までの約7か月間にとられた措置が対象。

（注2）本報告書が扱う貿易制限的措置は、G20各国の通報に基づき、WTO事務局がリストアップしたものであり、措置がWTO協定と整合的であるか否かは問われていない。また、今回我が国による新たな貿易制限的措置は報告されていない。

報告書の概要

- （1）2013年の世界貿易伸び率の予測は3.3%と、前年（2%）に比べやや回復するも、過去20年間の平均である5%を依然下回る見通し。こうした中、G20諸国が新たに導入した貿易制限的措置は、再び増加に転じ（前々期124件（17.7件）→前期71件（14.2件）→今期109件（15.6件）（カッコ内は月平均））、実施中の貿易制限的措置も増加している。
- （2）2008年のリーマンショック以降にG20諸国が導入した貿易制限的措置のうち、これまでに撤廃された措置は19%にとどまり、措置の撤廃は引き続きペースが遅い。また、リーマンショック後に導入された貿易制限的措置は、世界の総輸入額の約3.6%（G20諸国間の輸入額の約4.6%）に影響を与えている。
- （3）保護主義の脅威を克服し、自滅的な経済ナショナリズムに陥らないため、G20諸国は市場開放のために一層努力する必要があるとあり、多角的貿易体制の再活性化に向けた力強い行動が求められる。また、貿易促進のためにも、本年12月の第9回WTO閣僚会議における成果の実現を目指し、G20諸国が積極的に取り組むことが重要。